

## 平成 31 年度 環境保全事業関係補助金等について

住民生活課

下記 2 件の補助金について、平成 31 年度の予算編成にあたり、あらかじめ申請件数を把握する必要がありますので、申請を希望される自治会は、来年 1 月の自治会要望を提出される際に下記の申し込み用紙を切り取って提出していただきますようお願いいたします。

**1 自治会公民館等太陽光発電システム設置費補助金**

地球温暖化防止、再生可能エネルギーの推進を目的として、自治会が太陽光発電システムを公民館等に設置する際の費用の一部を助成します。

①補助額：太陽光発電システム機器設置費用の 1/2（上限 1,500,000 円）  
平屋根、低勾配屋根用の架台設置費用の 10/10（上限 500,000 円）

②主な条件：太陽光発電システムの出力 10kW 未満  
太陽電池の補償期間が 10 年以上  
県内事業者が設置工事の施工  
太陽光発電システムは未使用品

※自治会が太陽光発電事業を行う際には、法人税、法人県民税が課税されます。

**2 ごみ収集所整備補助金**

北栄町では、町の美化及びごみ処理の効率化に資するため、自治会がごみ収集所を整備する場合に整備費の一部を補助しています。

①補助額：ごみ収集所の新設・改築・修繕に係る費用の 1/2（上限 200,000 円）  
※ただし、軽微な修繕は対象外となります。

キ リ ト リ

平成 31 年度の下記の補助金の申請を希望します。

平成 年 月 日

自治会

自治会長

電話番号

【申請希望補助金】 ※希望される補助金に○をしてください

<input type="checkbox"/>	自治会公民館等太陽光発電システム設置費補助金
<input type="checkbox"/>	ごみ収集所整備補助金

※ごみ収集所整備補助金の申請を希望される場合は下記に記入をお願いします。

①ごみ収集所の場所 \_\_\_\_\_

②申請内容（該当のものに○をしてください） 新設 ・ 改築 ・ 修繕

※写真や図面、見積書等の整備内容がわかる資料を添付してください。

その他、環境保全に関する取り組みや協力をしていただいた自治会や団体等に、下記2件の報奨金等を交付していますのでご活用いただき、ごみの減量化及び不法投棄の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

## 1 再生資源回収報奨金

資源の再利用を推進し、ゴミの減量化を図ることを目的として、再生資源回収に協力する団体に対し、町は報奨金を交付します。

報奨金の交付を受ける団体は、自治会、子ども会、老人クラブなどの非営利の団体で、昨年度は76団体、今年度は10月までに63団体に報奨金を交付しています。

- 報奨金の額
- ・古紙類が1キログラムにつき3円
  - ・金属類が1キログラムにつき5円
  - ・瓶類が1本につき5円

新たに再生資源回収団体となるには、町に届けが必要になりますので、住民生活課へお問い合わせください。

## 2 不法投棄廃棄物撤去事業等補助金

私有地や自治会所有地に不法に投棄された廃棄物は、その廃棄物の投棄者が特定できない場合、その土地の所有者や管理者が廃棄物の撤去をすることになります。

そこで町では、自治会や個人が廃棄物の撤去や処分をすることを支援するための補助金があります。

- 補助金の額
- ①運搬車両、重機等の借上げ等に要する経費は1/2
  - ②撤去した廃棄物の処分に要する経費は10/10
- ※①と②を合算後、1,000円未満を切り捨てた額になります。

不法投棄は、景観を損ねるだけでなく、水質や土壌などの環境に悪影響を及ぼす恐れのある悪質な犯罪で、防ぐには早めの撤去と不法投棄禁止の周知が必要です。

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、町全体で防止の取り組みにご協力ください。

### 《お問い合わせ先》

北栄町住民生活課

地域エネルギー推進室（太陽光発電システム設置費補助金に関すること）

生活環境室（ごみ収集所整備補助金・再生資源回収報奨金・不法投棄廃棄物撤去事業等補助金に関すること）

電話：37-5866 FAX：37-5339